

2020 年 6 月 1 日

有限会社インテリジェントパーク行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020 年 6 月 1 日～2023 年 5 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1

本人、または、配偶者が出産し、休業を希望する職員の育児休業取得率を 100%とし、希望と事情に応じて、子が 2 歳に達するまでの間で必要な日数に対する育児休業を認める。

<対策>

- 2020年6月～ 就業規則の育児・介護休業規定改正と全社員への改正内容説明
※ 男女格差なしの従業員一括での扱い
- 2020年7月～ 全社員の理解促進と育休者サポートの在り方の意見交換会開催
- 2020年7月～ 制度運用

<対策>

目標 2

小学校 1 年生以下の子を持つ、期間雇用者を含む全職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の利用 100%を維持しつつ、子どもの習い事等のための指定曜日テレワークや時短勤務を推進、制度活用を 100%とする。

- 2020年6月～ 小学校1年生以下の子をもつ職員の短時間勤務 100%適用
※ 1日の勤務時間を4時間、6時間、7時
- 2021年4月～ 指定曜日のテレワーク適用をスキル上位者から開始
テレワーク管理の整備を行い、2023年までには全員が利用可能とする
※ 勤続1年以内の新入社員を除く
- 2021年5月～ テレワークのマネジメントスキル向上のための対策と、
テレワーク利用者のメンタサポート実施運用

目標 3

期間雇用者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。
有給奨励日を設けて連休を取得しやすくするとともに、有給残のない新入社員も、奨励日は有給扱いとする。

<対策>

- 2021年3月～ 全社員アンケートの実施（次年度の有給奨励日5日間の決定）
※ 毎年3月に実施
- 2021年4月～ 有給奨励日の全社告知、代替日（他日振替）希望収集、適用

目標 4

未就学児を持つ職員が、子どもの看護が必要な場合、看護休暇を子どもひとりにつき5日の有給休暇を加算。

<対策>

- 2020年6月 看護休暇の有給休暇とする制度を導入
- 2020年6月 子どもの通院や看病が必要な場合の看護休暇取得制度の社内告知
- 2020年7月～ 子どもの通院や看病が必要な場合の看護休暇取得制度 運用開始

目標 5

クラウド情報共有エリアを設け、以下を行うことで、相互サポートを円滑にし、個人の休み事由の業務停止や遅延をゼロにする。

- ・ 毎日ハイブリッド（オンライン&対面）朝礼にて、録画・自動議事録作成したものを共有し、テレワークを含む業務進捗等の相互理解を推進、業務効率化と品質を向上する
- ・ 各人スケジュールの共有で、急な休みの際の業務サポート品質向上
- ・ 研修用動画の共有で、すきま時間の勉強を可能とし、各人のスキルを向上
- ・ お悩み相談コーナーを設置、各人の困りごとを把握、解決への協力

<対策>

- 2021年3月～ 情報共有クラウドエリアの情報整理
ハイブリッド朝礼開始、スケジュール共有率向上（業務&休日など）
- 2021年4月 全社員アンケートの実施（実施事項の効果と改善案）
- 2021年5月～ 持続的改善体制整備